

八戸圏域事業者の皆様へ

(仮称) 八戸市育児ヘルパー事業に関する 説明会開催について（お知らせ）

本市では、「育児ヘルパー事業」について、令和9年度からの派遣事業開始に向けた準備を進めております。

このたび、標記事業の概要説明会を開催しますので、事業者の皆様のご参加をお待ちしております。

記

1. 参加対象者 八戸市内で訪問型の支援事業が可能な事業者
子育て支援団体 等
2. 開催日時 令和8年10月27日（火）15:30～16:30
3. 開催場所 八戸市総合保健センター 1 階大ホール
住所：八戸市田向3丁目6-1
4. 説明会内容 ・ 事業概要
・ 質疑、意見聴取
5. 申込方法 電話、メール等により下記までお申し込みください。
事業者名（団体名）、参加人数をお知らせください。
※別添チラシもご参照ください。

【申込・問合せ先】

八戸市こども健康部 すくすく親子健康課 担当：保健医療グループ

☎0178-38-0374 📠0178-38-0735 ✉oyakokenko@city.hachinohe.aomori.jp

(仮称) 八戸市



育児ヘルパー

事業者向け説明会

2026

10/27 火

15:30-16:30



 八戸市総合保健センター 1階大ホール
八戸市田向3丁目6-1

(仮称) 八戸市育児ヘルパー事業はこども家庭庁事業の「子育て世帯訪問支援事業」です

説明会参加申込

事業者名（団体名）と
参加人数をお知らせください

参加申込は下記へ↓

- 令和9年度派遣事業開始にむけて、準備を進めています。
- 事業概要を説明します。
- 説明会の参加は受託要件ではありません。
- お気軽にご参加ください。

八戸市こども健康部 すくすく親子健康課

☎ 0178-38-0374 oyakokenko@city.hachinohe.aomori.jp

八戸市育児ヘルパー事業

育児ヘルパー事業とは

こども家庭庁が実施する「子育て世帯訪問支援事業」であり、訪問支援員が家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦がいる家庭等の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整える事業です。

どんなことをするの？

家事支援及び育児支援を中心に実施します。具体的な支援内容については、事業者の皆様のご意見を伺いつつ、他都市の事例を参考に検討します。

家事支援（例） 食事準備、洗濯、掃除、買い物代行サポート等

育児支援（例） 授乳や沐浴の介助、オムツ交換、兄弟の保育所送迎等

※その他、妊産婦さんの不安や悩みを傾聴し行政に繋ぐなど、市と連携しながらサポートします。

支援対象者は？

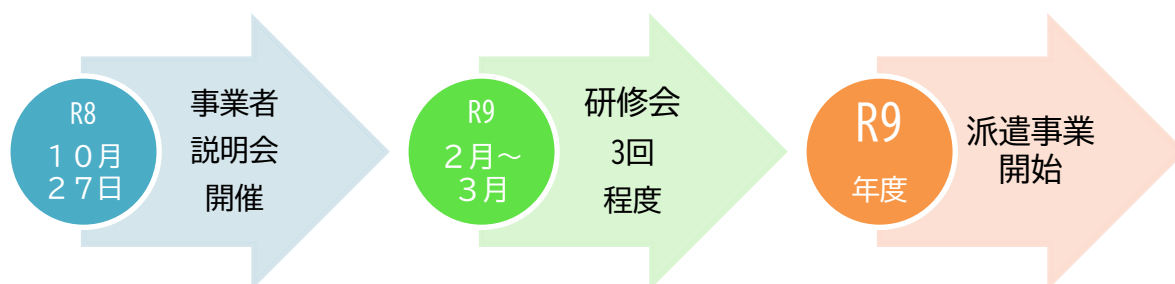
主に産後4か月程度の支援を必要とする産婦を想定しています。また市が判断し、支援が必要と判断される妊産婦や多子多胎世帯などの家庭を想定しています。

訪問支援員（ヘルパー）になるには？

市が実施する研修を修了する必要があります。

訪問支援員は、保健師、助産師、看護師、保育士等の有資格者のみならず、子育て経験者やヘルパー等がなることも可能であり、資格要件は問いません。

（事業スケジュール）



事業にご興味ございましたら、すくすく親子健康課までお問い合わせください。

すくすく親子健康課 0178-38-0374 oyakokenko@city.hachinohe.aomori.jp